

# 地球温暖化問題に対する取組み

年・月	場 所	会 議 名 等	内 容
1988年11月	スイス（ジュネーブ）	IPCC設置	地球温暖化に関する初めての政府間の検討の場を設置
1995年3月	ドイツ（ベルリン）	COP1	温室効果ガス削減の数値目標の国際約束の検討を決定
1997年12月	日本（京都）	COP3	温室効果ガス削減第1約束期間の温室効果ガス削減数値目標を決定（「京都議定書」採択）
1999年10月～11月	ドイツ（ボン）	COP5	多くの国が2002年迄に京都議定書の発効が重要と認識
2001年10月～11月	モロッコ（マラケシュ）	COP7	「京都議定書」の運用ルールで最終合意
2003年12月	イタリア（ミラノ）	COP9	「京都議定書」実施のための詳細なルールを議論
2005年11月～12月	カナダ（モントリオール）	COP11およびCMP1	「京都議定書（2005年2月発効）」の運用ルールの完全な確立とCDM等の改善
2006年11月	ケニア（ナイロビ）	COP12およびCMP2	「京都議定書」後（2013年以降）の将来枠組、途上国支援及びCDMの更なる改善
2007年12月	インドネシア（バリ島）	COP13およびCMP3	2013年以降の枠組、途上国支援等を議論（「バリ・ロードマップ」を採択）
2008年12月	ポーランド（ポズナン）	COP14およびCMP4	2013年以降の枠組みについて、2009年末の合意に向けた議論
2009年12月	デンマーク（コペンハーゲン）	COP15およびCMP5	「コペンハーゲン合意」に留意することが決定
2010年11月～12月	メキシコ（カンクン）	COP16およびCMP6	「コペンハーゲン合意」の内容を正式決定
2011年11月～12月	南アフリカ（ダーバン）	COP17およびCMP7	「京都議定書」を延長し2020年に新たな法的枠組みを発効させる「ダーバン合意」を採択
2012年11月～12月	カタール（ドーハ）	COP18およびCMP8	2020年発効の新たな枠組み作りの作業計画や京都議定書の8年間延長を盛り込んだ「ドーハ合意」を採択
2013年11月	ポーランド（ワルシャワ）	COP19およびCMP9	2020年以降の枠組みの合意に向けた準備を整える
2014年12月	ペルー（リマ）	COP20およびCMP10	気候行動のための「リマ声明」採択
2015年12月	フランス（パリ）	COP21およびCMP11	「パリ協定」採択
2016年11月	モロッコ（マケラッシュ）	COP22およびCMP12、CMA1	「パリ協定」の実施指針を巡る議論
2017年11月	ドイツ（ボン）	COP23およびCMP13、CMA1-2	パリ協定の実実施指針交渉、促進的対話の基本設計、グローバルな気候行動の推進
2018年12月	ポーランド（カトヴィツェ）	COP24およびCMP14、CMA1-3	2020年以降のパリ協定の本格運用に向けて、パリ協定の実実施指針を採択
2019年12月	スペイン（マドリード）	COP25およびCMP15、CMA2	パリ協定6条（市場メカニズム）の実実施指針を議論
2021年10～11月	イギリス（グラスゴー）	COP26およびCMP16、CMA3	合意された文書は、最新の科学的知見に依拠しつつ、今世紀半ばでの温室効果ガス実質排出ゼロおよび2030年に向けて野心的な緩和策、適応策を求める内容。パリルールブックの完成
2022年11月	エジプト（シャルム・エル・シェイク）	COP27およびCMP17、CMA4	各分野における気候変動対策の取組強化を求める「シャルム・エル・シェイク実施計画」、2030年までの緩和の野心と実施を向上するための「緩和作業計画」を採択。気候変動の悪影響に伴う損失と損害支援の措置および基金の設置を決定
2023年11月～12月	アラブ首長国連邦(ドバイ)	COP28およびCMP18、CMA5	世界全体の進捗を評価するGSTに関する決定、ロス&ダメージに対応するための基金を含む新たな資金措置制度の大枠に関する決定の他、緩和、適応、資金、公正な移行等の各議題についての決定を採択

(注) 温室効果ガス削減第1約束期間:2008年～2012年 GST:グローバル・ストックテイク(パリ協定の実実施状況を検討し、長期目標達成に向けた進捗を評価する取組み)

IPCC:気候変動に関する政府間パネル COP:気候変動枠組条約締結国会議 CMP:京都議定書締約国会合 CDM:クリーン開発メカニズム CMA:パリ協定締約国会合